

平成 26 年 7 月 18 日

お客様各位

“MOTOYAMA” 商標について（続報）

（平成 26 年 3 月 3 日付け “MOTOYAMA” 商標についての続報です。）

会社名 株式会社本山製作所
代表者名 代表取締役社長 親泊利昭
問合せ先 総務部長 伊藤光芳

当社が世界各国で商標権を所有し広く認知されている“MOTOYAMA”を、当社と類似する社名の会社（韓国本山株式会社：英語表記 KOREA MOTOYAMA INC. 略 KOMOTO）が、無断でカタログ類に使用し、販売活動を行っていることが判明したため同社に対し、即刻 商標権の侵害に当たる違反行為をやめるように申し入れを行い、数回の交渉の結果、下記の対応が得られましたのでご報告いたします。

1. KOMOTO 社に、当社の警告（商標権の侵害）内容を認めさせ、謝罪文を 同社 WEB サイトに掲載させました。
2. 同社に、カタログ類の販売媒体から“MOTOYAMA”商標の撤去を行わせました。
3. 同社に、関係する国内外の代理店及び関係取引先に顛末を説明させ、“MOTOYAMA”商標の撤去と使用禁止を要請させました。
4. 同社に、WEB サイト上の自己検索を行わせ同社の製品紹介に“MOTOYAMA”を使用している相手先に削除を要請させました。
5. 同社に、今後“MOTOYAMA”商標を使用しないことを当社に約束させました。

当社は、以上の KOMOTO 社対応に対し、今後は下記を厳守するように再度申し入れを行いました。

1. 商標に関する当社との約束を厳守すること。
2. ユーザーや取引先が当社との関係を誤解することが無い様に自覚および認識して営業活動を行うこと。
3. “MOTOYAMA”を含む英語表示について、KOMOTO 社商標“KOMOTO”を併用するか、少なくとも“MOTOYAMA”を単独で使用する事の無い様に厳重注意すること。

なお、当社（株式会社本山製作所）は KOMOTO 社とは一切の関係が無いこと、また KOMOTO 社の製品に起因する一切のトラブルに関与しないことを改めて宣言いたします。

また、当社は今後ともお客様本位の製品開発と販売活動を行っていく所存ですので、より一層のご愛顧をお願いいたします。

以上